

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第4号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年9月14日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日に福山市〇〇の〇〇付近で、私が〇〇署〇〇課の〇〇らに、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和6年9月30日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年10月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過

検索及び処分の内容について

審査請求人と〇〇らとのやり取りはあり、その内容も明らかにしている。また、現場において審査請求人は同人らに対し、必要に応じて〇〇に問合せる旨を通告している。こうしたやり取りを勤務日誌に記載しないとは、通常考えにくいことから、審査請求人の個人情報の記載もあるはずである。

(2) 弁明の理由

ア 不存在とした理由について

審査請求人の個人情報はないことにしたいという思いから、作成又は取得した事実はないとしたと理解はするが、それは真実ではない。

イ 審査請求人の主張に対する弁明について

審査請求人の個人情報の記載はあるはずであり、対象行政文書を作成又は取得した事実はないことは真実ではない。したがって本件処分は違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過

ア 開示請求

(ア) 自己情報開示請求書の日付補正

審査請求人は、法に基づき、令和6年4月14日付け自己情報開示請求書により、「令和〇年〇月〇日に福山市〇〇の〇〇付近で、私が〇〇署〇〇課の〇〇らに、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」の自己情報開示請求を行った。

本件開示請求については、自己情報開示請求書の日付が令和6年4月14日と記載されていたが、広島県警察情報公開センターにおいては、令和6年9月17日に郵送受理をしていたことから、広島県警察情報公開センター職員において審査請求人に確認を行い、令和6年9月14日と補正している。

(イ) 請求内容の補正

本件開示請求の請求内容によれば、審査請求人が職務質問を受けたとする日付について「令和〇年〇月〇日」と記載されていたが、令和〇年〇月〇日に審査請求人が申し出た苦情に係る苦情処理票に記載

された日付によると、審査請求人は、運転姿勢の職務質問を受けたとする日付を「令和〇年〇月〇日」と申し出ていたことから、広島県警察情報公開センター職員において審査請求人に確認を行い、「令和〇年〇月〇日」に補正した。

その後、本件開示請求の対象文書を検索する過程において、関係職員への聞き取りから審査請求人が職務質問を受けたとする日付は、令和〇年〇月〇日〇〇ころであることが判明したことから、〇〇警察署〇〇において審査請求人に再度確認を行い、「令和〇年〇月〇日」に補正している。

イ 検索対象文書

本件開示請求に係る自己情報開示請求書に記載された「私が〇署〇〇課の〇〇らに、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」とは、地域部地域課が所管する広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年本部訓令第13号。以下「地域警察運営訓令」という。）に定める様式の「勤務日誌」であることから、勤務日誌を検索対象の行政文書とした。

なお、勤務日誌の保存期間は1年である。

ウ 検索及び処分の内容

審査請求人が本件開示請求に係る職務質問を受けたと主張する関係職員の作成した令和〇年〇月〇日付け勤務日誌を確認したところ、審査請求人の保有個人情報の記載がないことを確認したため、本件処分を行い審査請求人に通知した。

(2) 弁明の理由

ア 不存在とした理由

対象行政文書を作成又は取得した事実がないため。

イ 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人が「本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。」と主張していることについて、前(2)のウのとおり、対象行政文書を作成又は取得した事実はないことを確認した上で、法第82条第2項に基づき、通知している。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 自己情報開示請求書の日付の補正について

実施機関は、本件開示請求について、自己情報開示請求書の日付が令和6年4月14日と記載されていたが、広島県警察情報公開センターにおいては、令和6年9月17日に郵送受理をしていたことから、広島県警察情報公開センター職員において審査請求人に確認を行い、開示請求日を令和6年9月14日と補正していると説明している。

審査会において、開示請求書等を見分したところ、開示請求書の職員記載欄のうち備考欄に「届出年月日 令和6年4月14日→令和6年9月14日 聞取票により補正」と記載されており、この記載に係る聞取票には、開示請求書に記載された「令和6年4月14日」の記載は誤りであり、「令和6年9月14日」が正しいのかとの実施機関の職員の質問に対して、審査請求人がそれを認める旨の記載があった。

(2) 審査請求人が職務質問を受けたとする日付の補正について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求書に記載された審査請求人が職務質問を受けたとする日付については、当初「令和〇年〇月〇日」と記載されていたが、令和〇年〇月〇日に審査請求人が申し出た苦情に係る苦情処理票に記載された日付によると、審査請求人は、運転姿勢の職務質問を受けたとする日付を「令和〇年〇月〇日」と申し出ていたことから、広島県警察情報公開センター職員において審査請求人に確認を行い、「令和〇年〇月〇日」に補正したと説明している。

また、実施機関は、その後、本件開示請求の対象文書を検索する過程において、関係職員への聞き取りから審査請求人が職務質問を受けたとする日付は、令和〇年〇月〇日〇〇頃であることが判明したことから、〇〇警察署〇〇において審査請求人に再度確認を行い、「令和〇年〇月〇日」に補正していると説明している。

審査会において、開示請求書等を見分したところ、開示請求書の「請求に係る保有個人情報」が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容」欄には、「令和〇年〇月〇日に（中略）、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」と記載されているが、開示請求書の職員記載欄のうち備考欄に「請求内容 令和〇年〇月〇日→令和〇年〇月〇日 聞取票により補正」と記載されており、この記載に係る聞取票には、開示請求書に記載された「令和〇年〇月〇日」の記載は誤りであり、「令和〇年〇月〇日」が正しいのかとの実施機関の職員の質問に対して、審査請求人が

それを認める旨の記載があった。

また、実施機関は、その後、審査請求人が職務質問を受けたとする日付について、審査請求人に再度確認を行い、「令和〇年〇月〇日」に補正したと説明していることから、審査会において、その確認に係る聞取票を見分したところ、審査請求人が職務質問を受けたのは、令和〇年〇月〇日の〇〇頃であることが判明したことから、開示請求書に記載された審査請求人が職務質問を受けたとする日付は「令和〇年〇月〇日」であるかとの実施機関の職員の質問に対して、審査請求人がそれを認める旨の記載があった。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、これらのこと及び(1)の日付の補正については、特段の主張を行っていない。

(3) 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和〇年〇月〇日に福山市〇〇の〇〇付近で、私が〇〇署〇〇課の〇〇らに、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書は、地域警察運営訓令に定める様式の「勤務日誌」であることから、勤務日誌を検索対象の行政文書であるとして、審査請求人が本件開示請求に係る職務質問を受けたと主張する関係職員の作成した令和〇年〇月〇日付け勤務日誌を確認したところ、審査請求人に関する個人情報の記載は認められなかったため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件請求情報を不存在としたことの妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 勤務日誌について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日に（中略）、運転姿勢の職務質問を受けたことがわかる勤務日誌」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、この「勤務日誌」とは地域警察運営訓令に定める様式の勤務日誌であることから、勤務日誌を検索対象の行政文書としたとしている。

審査会において、実施機関が勤務日誌の作成根拠として説明する地域警察運営訓令の規定を見分したところ、同訓令第48条において勤務日誌の作

成等及び様式について定められており、同条第1項には「地域警察官は、次の各号に掲げる勤務箇所に応じて、それぞれ当該各号に定める様式の勤務日誌に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにしておかなければならない」とあり、同項第2号において警ら用無線自動車（自動車警ら隊を除く。）に係る様式については、別記様式第5号によるものとされていた。また、同様式には、当該勤務日誌に係る勤務日における取扱事項等を記載することとされ、活動区分及び記事の記載について、8時30分から翌日8時30分までの時間欄が設けられていた。

このことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書として勤務日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 勤務日誌の検索について

審査請求人が職務質問を受けたとする日付が「令和〇年〇月〇日」であるところ、実施機関が令和〇年〇月〇日付け勤務日誌を確認したことについて、実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

交番等及び警ら用無線自動車において勤務する地域警察官は、3交替制で1当番24時間勤務（午前8時30分から翌日の午前8時30分まで）をしています。

そのため、各勤務日に作成する勤務日誌についても24時間の取扱事項等を記載することになり、本件職務質問の時間については、「令和〇年〇月〇日の〇〇ころ」となることから、令和〇年〇月〇日付けの勤務日誌が対象となっているものです。

実施機関が、交番等及び警ら用無線自動車において勤務する地域警察官は、3交替制で1当番24時間勤務であると説明することから、審査会において、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令（昭和43年本部訓令第5号）の規定を見分したところ、同訓令は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）に基づき、警察職員の勤務時間の割り振り等を定めるものであって、職員の勤務制等を具体的に定めた同訓令別表第1によると、警察署に勤務する地域警察官は3交代制勤務であって、当番日における勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分まで等とされている。

また、勤務日誌の様式等については、(1)で述べたとおりであり、これら

のことからすると、審査請求人が職務質問を受けたとする日付が「令和〇年〇月〇日」であるところ、令和〇年〇月〇日付け勤務日誌を検索対象としたとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、検索の対象とした勤務日誌の特定は妥当である。

(3) 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、実施機関から、審査請求人が本件開示請求に係る職務質問を受けたと主張する関係職員が作成した令和〇年〇月〇日付け勤務日誌の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、当該勤務日誌は、令和〇年〇月〇日付けの勤務日誌であって、勤務した者の階級及び氏名、取扱事項等のほか、当日 8 時30分から翌日 8 時30分までの活動区分及び記事が記載されていた。しかしながら、当該勤務日誌には、審査請求人の氏名等の審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれていなかった。

これらのことからすると、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

(4) 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月5日	・ 諮問を受けた。
令和7年11月27日 (令和7年度第8回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年12月25日 (令和7年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授